

給与支払報告 にかかるとる給与所得者異動届出書

[1] 異動日の翌月10日までが提出期限となっています。

* 処理事項 過年度 現年度 新年度

福島県鏡石町長 年 月 日	給 与 支 払 者 <small>(特別徴収義務者)</small>	所在地	〒					特別徴収義務者 指 定 番 号				
		名称及び 代表者の 職氏名印	⑩					受給者番号				
		個人番号又は 法人番号						連 絡 先	係・氏名			
		電 話										

給 与 所 得 者	フリガナ						※	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収	下段[3]は、新 勤務先で記入 してください。	1月1日から 退職時までの 給与支払額
	氏 名						新 姓	円	円	円		1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長 期 欠 勤 5. 死 6. 会 社 解 散 7. そ の 他 ()	1. 特別徴収 継 続	→ 下段[2]に一 括徴収した税 額の納入月を 必ず記入して ください。	円
	生年月日	(昭 ・ 平) 年 月 日						月分 から 月分 まで	月分 から 月分 まで			2. 一括徴収 (未徴収税額を全 額徴収して納付)			円
	個人番号							円	円			3. 普通徴収 (未徴収税額を 本人が納付)	→ 後日、町から本 人あて納付書 を送付します。	円	
1月1日 現在の住所															
異動後の 住 所															

[2] 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。一括徴収にご協力ください。

一括徴収の理由	一括徴収予定日	一括徴収税額 (上記(ウ)と同額)	・退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職 した方の未徴収税額については 退職時に一括徴収することが義 務づけられています。なお、それ 以外の間に退職された方につい ても、本人の了解を得て、なるべ く一括徴収の方法で納入してく ださるよう、お願いします。	備考
1. 異動が12月31日までで、本人から申出があったため 2. 異動が1月1日以後で特別徴収継続の希望がないため	.	円		
一括徴収できない理由 (1 / 1 ~ 4 / 30までの退職者等)	一括徴収した税額は、 月分で納入します。 【 月 日納期限分】			
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため、または未徴収税額より少ないため 2. その他 理由()				

[3] 転勤等による特別徴収届出書(転勤先の事業所を経由して鏡石町長あて送付してください。)

新規の場合は○で囲んでください。

月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収し 納入します。 給与計算締切日 毎月 日	新 た な 給 与 支 払 者 <small>(特別徴収義務者)</small>	所在地	〒					特別徴収義務者 指 定 番 号		※新規	納入書	
		名称及び 代表者の 職氏名印	⑩					受給者番号				い ず れ か を ○ で 囲 ん で く だ さ い。 要 ・ 不 要
		個人番号又は 法人番号						連 絡 先	係・氏名			
		電 話										

----- 特別徴収異動連絡書 (届出者は記入不要です) -----

地区	世 帯	宛 名 番 号	徴 収 月	異 動 事 由	更 正 月	入 力 日	決 議 日